

職員の懲戒処分について

本日付けで、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 事案概要

当該職員は、令和7年度に実施した学校統合に伴う引っ越し業務委託手続において、履行意思を示した事業者との契約締結にあたり、随意契約・業者選定理由書に事実と異なる内容を記載し、要件を満たさない状態で単独随意契約を締結しました。

また、関連する別の業務委託の一般競争入札において、不適切であることを認識しながら、同事業者と事前に応札予定額等に関するやり取りを行い、入札の公正を害する行為を行うなど、不適切な事務手続（契約事務）を行いました。

※本事案については、令和8年5月11日に教育委員会事務局から記者発表しています。

2 被処分者及び処分内容

地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により、次のとおり処分を行いました。

所属	職名	年齢	処分内容
教育委員会事務局	事務職員	20代	減給10分の1 3箇月

（参考：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号）

職員が、次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

3 管理監督者処分

次の2名を管理監督者処分としました。

- ・課長級1名、係長級1名 教育長文書訓戒

4 教育政策統括部長コメント

公正性及び透明性が強く求められる契約事務において、このような非違行為が発生し、事業者の皆様及び市民の皆様の信頼を著しく損なう結果となりましたことを深くお詫び申し上げます。

職員一人ひとりのコンプライアンス意識の一層の向上と服務規律の徹底を図り、再発防止に努めることで、事業者の皆様、市民の皆様からの信頼回復に取り組んでまいります。

お問合せ先

職員課 Tel 045-671-4168